

2024年4月吉日

一般社団法人 日本接着歯学会
第43回学術大会発表者 各位

一般社団法人 日本接着歯学会
理事長 坪田 有史
利益相反委員会委員長 大久保 力廣
学術委員会委員長 山本 雄嗣



学術集会発表における利益相反の開示に関するお知らせ

謹啓 先生におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は本学会の会務運営にご高配賜り、心から感謝いたします。

さて本学会では、「一般社団法人 日本接着歯学会研究等の利益相反に関する指針」が施行されております。当該指針 第2条(2)に則り、本学会の学術大会で発表する代表発表者には、発表内容の利益相反の有無について自己申告していただくことになっております。

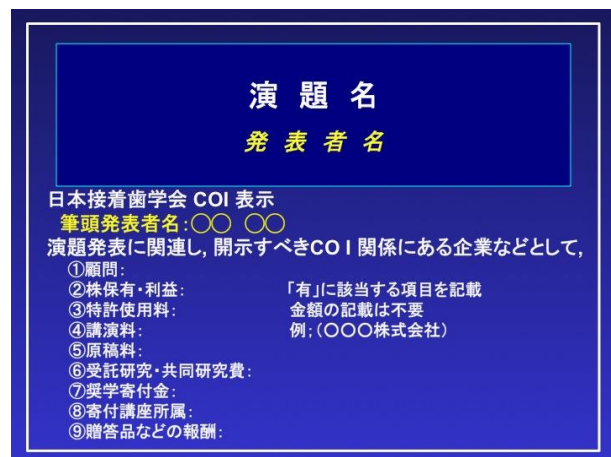
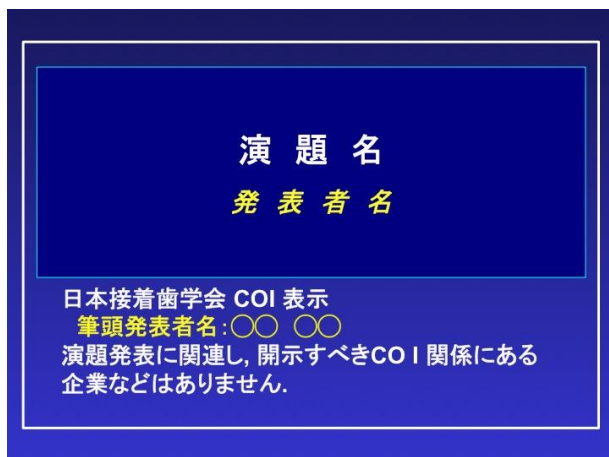
つきましては、“COI該当あり”の場合は、学会事務局まで「COI自己申告書」の提出をお願いいたします。“COI該当なし”の場合は、提出不要です。併せて、ポスター発表をなさる場合にはポスターの末尾に、1～数行を用いて、開示例に示す文例のように“COI該当の有無”について、明記願います。また、英語にて発表する場合には、英語による同様の表記をお願いします。

なお、「COI自己申告書」は学会ホームページにフォーマットがございますので、ご利用ください。http://www.adhesive-dent.com/info/file/coi_form.docx

敬白

<開示例 (COI該当がない場合)>

<開示例 (COI該当がある場合)>



一般社団法人日本接着歯学会事務局
〒170-0003
東京都豊島区駒込 1-43-9
(一財) 口腔保健協会内
MAIL : jsad@kokuhoken.or.jp

一般社団法人日本接着歯学会 研究等の利益相反に関する指針(抜粋)

第2条 対象者

利益相反指針は、COI状態が生じる可能性のある以下の対象者に適用する。

(2) 本学会が実施する学術集会等の発表者

第5条 (COI自己申告の基準)

前条で規定する基準は以下の通りとする。下記の基準の金額には消費税額を含まないものとする。

- (1) 企業、組織や団体の役員、顧問職については、1つの企業、組織や団体からの報酬額が年間100万円以上とする。
- (2) 株式の保有については、1つの企業についての年間の株式による利益（配当、売却益の総和）が100万円以上の場合、あるいは当該全株式の5%以上を所有する場合とする。
- (3) 企業、組織や団体からの特許権使用料については、1つの権利使用料が年間100万円以上とする。
- (4) 企業、組織や団体から、会議の出席（発表）に対し、研究者を拘束した時間、労力に対して支払われた日当（講演料など）については、1つの企業、団体からの年間の講演料が合計50万円以上とする。
- (5) 企業、組織や団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料については、1つの企業、組織や団体からの年間の原稿料が合計50万円以上とする。
- (6) 企業、組織や団体が提供する研究費については、1つの企業、団体から歯科医学研究（受託研究費、共同研究費、臨床試験など）に対して支払われた総額が年間200万円以上とする。
- (7) 企業、組織や団体が提供する奨学（奨励）寄付金については、1つの企業、組織や団体から、申告者個人又は申告者が所属する部局あるいは研究室の代表者に支払われた総額が年間200万円以上の場合とする。
- (8) 企業、組織や団体が提供する寄付講座に申告者らが所属している場合とする。
- (9) その他、研究とは直接無関係な旅行、贈答品などの提供については、1つの企業、組織や団体から受けた総額が年間10万円以上とする。

以上